

Q & A 一覧

1. 税関発給コードに関するご質問.....	4
①税関輸出入者コード及び海外仕出入・仕向人コードに共通するご質問.....	4
Q1-1-1 税関発給コードの使用方法を教えてほしい。	4
②税関輸出入者コードに関するご質問	5
Q1-2-1 税関輸出入者コードを取得するメリットはなんですか。	5
Q1-2-2 税関輸出入者コードと JASTPRO コードの違いはなんですか。	5
Q1-2-3 JASTPRO コードを取得済みの場合、税関輸出入者コードを取得する必要はありますか。	5
③海外仕出入・仕向人コードに関するご質問	6
Q1-3-1 海外仕出入・仕向人コードとはなんですか。	6
Q1-3-2 国内の法人が代理で申請することは可能ですか。	6
Q1-3-3 取引先が海外仕出入・仕向人コードを取得しているか確認したいのですが。	6
④その他	6
Q1-4-1 日本に住民票がない個人、日本に事務所を有さない海外の企業等は税関輸出入者コードを取得することはできますか。	6
2. 税関発給コードの申請に関するご質問	7
①新規・変更申請に関するご質問	7
Q2-1-1 税関発給コードを取得するための手続きを教えてほしい。	7
Q2-1-2 税関発給コードの取得に費用はかかりますか。	7
Q2-1-3 代理申請は可能ですか。	7
Q2-1-4 税関輸出入者コードに屋号（例：カスタム商事）での登録は可能ですか。また、個人名と屋号を併記して登録する（例：税関太郎、カスタム商事）ことは可能ですか。	7
Q2-1-5 税関輸出入者コードを個人名と屋号名でそれぞれ発給したいのですが、それは可能ですか。	7
Q2-1-6 税関輸出入者コードの登録名は屋号（例：カスタム商事）と個人名（例：税関太郎）どちらで登録した方がよいですか。	7
Q2-1-7 ホームページに掲載されている申請書（エクセルファイル）を開けないのですが、どのように申請すればよいですか。	8
Q2-1-8 税関輸出入者コードの登録名称を屋号名とすることを考えています。しかし、提出しなければならない屋号名を証明するための書類（例：所得税の青色申告承認申請書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し等）に記載されている住所が現住所と異なるのですが。	8

Q2-1-9 どのくらいでコードは発給されますか。	8
Q2-1-10 発給されたコードはどのように通知されますか。	8
Q2-1-11 税関輸出入者コードの住所を変更したい場合、変更申請書以外の提出書類はなんですか。	8
Q2-1-12 税関輸出入者コードの名称を変更したい場合、変更申請書以外の必要書類はなんですか。	8
Q2-1-13 税関輸出入者コードを持っていて市政変更により「〇〇町」→「〇〇市」に変わる場合、変更申請は必要ですか。	9
Q2-1-14 税関輸出入者コードを持っていて区画整理により番地が変わる場合、住民票の提出は必要ですか。	9
②削除・通知書の再発行申請に関するご質問.....	10
Q2-2-1 税関輸出入者コードを削除する際の注意点はありますか。	10
Q2-2-2 【法人向け】通関業者から「法人名又は住所が変更されているため、税関輸出入者コードを削除してください。」と言われたのですが、削除する必要はありますか。	10
Q2-2-3 税関輸出入者コードを削除すると NACCS でリアルタイム口座と包括保険は使えなくなりますか。	11
Q2-2-4 【法人向け】法人で税関輸出入者コードを削除したいのですが、注意点はありますか。	11
Q2-2-5 変更申請又は削除申請を行いたいのですが、申請書に記載する発給申請IDとパスワードを忘れてしまった。	11
Q2-2-6 【法人向け】恒常に輸出入申告をしている場合、どのタイミングで税関輸出入者コードの削除申請を行えばよいですか。	12
Q2-2-7 通知書の再発行申請をした場合、どのくらいかかりますか。	12
3. 税関発給コードを取得された後のご質問.....	13
Q3-1-1 輸出入申告を代理で行っている通関業者等に「お持ちの税関輸出入者コードを利用できない。」と言われたのですが。	13
Q3-1-2 IIE業務で検索ができないので原因を知りたい。	13
Q3-1-3 税関発給コードに有効期限はありますか。定期的に更新の必要はありますか。	13
Q3-1-4 【個人・個人事業主向け】現在個人で税関輸出入者コードを取得していますが、個人事業から法人化するような場合、どのような手続きが必要ですか。	13
4. 税関発給コード以外のコードに関するご質問.....	14
①法人番号に関するご質問.....	14
Q4-1-1 法人番号があれば、税関輸出入者コードや JASTPRO コードは必要ないのですか。	14
Q4-1-2 吸収合併する場合、現在使用している子会社の税関輸出入者コードを親会社に引き継ぐことは可能ですか。	14

2025年6月1日以降

Q4-1-3 法人番号のみで支店コードを取得することはできますか。	14
Q4-1-4 法人に対しても税関輸出入者コードの新規発給を税関が受付けていた頃(2017年10月以前)に法人名義で税関輸出入者コードを取得しましたが、輸出入申告の際に税関輸出入者コードを引き続き使用できますか。	15
Q4-1-5 税関輸出入者コードの削除申請を行うと、輸出入申告の際に会社の名称、住所及び電話番号が自動補完されないとあります、引き続き自動補完したい場合、どうすればよいですか。 ...	15
②JASTPRO コードに関するご質問.....	15
Q4-2-1 JASTPRO コードの使用をやめて税関輸出入者コードを新規取得したいのですが、注意点はありますか。	15
Q4-2-2 今まで JASTPRO コードを使用していましたが、税関輸出入者コードを新たに取得した場合、今後は税関輸出入者コードを利用するべきですか。	15
Q4-2-3 【法人向け】今まで税関輸出入者コードを利用している状態で、新たに JASTPRO コードを取得すると、税関輸出入者コード、法人番号に加え JASTPRO コードの3コードを利用できるのですか。	16
5. その他.....	16

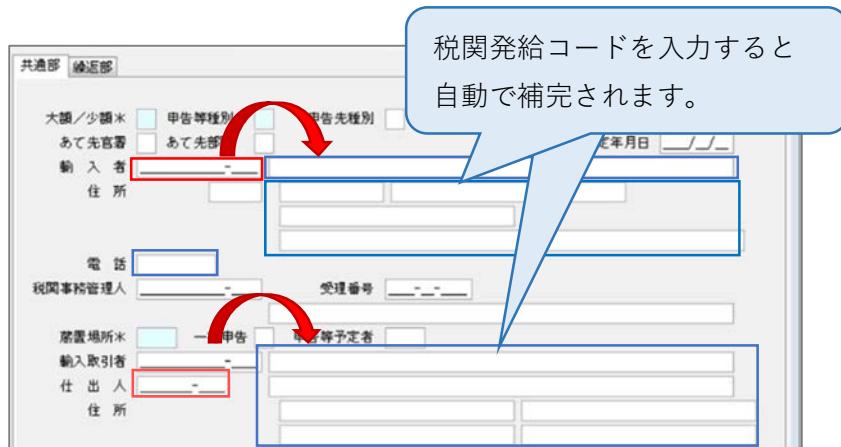
1. 税関発給コードに関するご質問

①税関輸出入者コード及び海外仕出し・仕向人コードに共通するご質問

Q1-1-1 税関発給コードの使用方法を教えてほしい。

A1-1-1 NACCSによる輸出入申告を行う際、「輸入者」欄又は「仕出人」欄に税関輸出入者コード又は海外仕出し・仕向人コードを入力することができます。税関発給コードを入力すると、登録された名称、住所等が自動で補完される仕様です。

【イメージ図（入力画面一部抜粋）】



②税関輸出入者コードに関するご質問

Q1-2-1 税関輸出入者コードを取得するメリットはなんですか。

A1-2-1 以下のようなメリットがあります。

- ・NACCS を利用した輸出入申告時に税関輸出入者コードを入力すると、名称、住所及び電話番号が自動的に補完されます。
- ・複数回輸出入申告等を行う場合、同一輸出入者として識別されます。
- ・税関輸出入者コードを所有していると利用できる便利な制度又は機能があります（下表参照）。

<税関輸出入者コードで登録できる制度又は機能>

登録情報	問合せ窓口
1-1 たばこ特定販売業者情報 1-2 石油石炭税特例納付承認番号 1-3 包括保険番号 1-4 輸入包括審査扱い受理番号	1 各関業務部通関総括部門
2-1 特定輸出者又は特例輸入者 2-2 特定輸出者の自社倉庫コード	2 各関業務部 A E O 担当部門
3-1 輸入包括評価申告受理番号	3 各関業務部評価部門
4-1 担保登録番号	4 各関業務部収納部門
5-1 関税割当証明書番号	5 各関業務部通関部門
6-1 納付書関連情報出力先情報 6-2 航空運送事業者情報 6-3 リアルタイム口座 6-4 自社通関	6 N A C C S センター

これらのことから、コード無しで申告いただくのに比べ、通関手続きの簡易化、迅速化につながります。継続して輸出入のお取引をされる場合は、税関輸出入者コードの取得をお勧めしております。

Q1-2-2 税関輸出入者コードと JASTPRO コードの違いはなんですか。

A1-2-2 税関輸出入者コードは登録料及び更新手数料が無料ですが、JASTPRO コードは有料です。また、税関輸出入者コードは、2017 年 10 月以降、法人番号をお持ちの方に対する発給は行っておらず、個人（個人事業主を含む。）や法人番号を持たない海外企業等を対象に発給を行っています。一方で、JASTPRO コードは法人及び個人どちらにも発行を行っています。なお、コードの機能及びご利用方法に特段の違いはありません。

Q1-2-3 JASTPRO コードを取得済みの場合、税関輸出入者コードを取得する必要はありますか。

A1-2-3 輸出入申告の際には、どちらか一方のコードを使用していただくことになりますので、

JASTPRO コードを取得済みの場合、税関輸出入者コードを取得する必要はありません。

③海外仕出し・仕向人コードに関するご質問

Q1-3-1 海外仕出し・仕向人コードとはなんですか。

A1-3-1 本邦への輸出入において、輸入における仕出し及び輸出における仕向人となる海外の法人等が取得するコードです。よって、海外の住所を登録します。NACCS を利用した輸出入申告時に海外仕出し・仕向人コードを入力すると、名称及び住所が自動的に補完されるため、通関手続きの簡易化、迅速化につながります。

Q1-3-2 国内の法人が代理で申請することは可能ですか。

A1-3-2 可能です。海外の法人等が取得するコードとなりますので、日本の通関でのみご利用いただけるコードのため、取引先となる国内の法人や通関業者による代理申請を受け付けております。なお、海外仕出し・仕向人コードの代理申請の場合は、委任証明書の提出は不要ですが、申請前に必ず海外の法人等の同意をお取りください。税関から海外の法人等へ申請の意思を直接確認する場合があります。

Q1-3-3 取引先が海外仕出し・仕向人コードを取得しているか確認したいのですが。

A1-3-3 税関発給コード申請ページ (<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/zeikancode/oshirase/ichiran.html>) に海外仕出し・仕向人コードを掲載しておりますので、こちらで海外仕出し・仕向人のコード取得有無をご確認いただけます。ただし、個人の海外仕出し・仕向人コードは掲載しておりませんので、海外の取引先が個人である場合は、直接ご確認ください。

④その他

Q1-4-1 日本に住民票がない個人、日本に事務所を有さない海外の企業等は税関輸出入者コードを取得することはできますか。

A1-4-1 可能です。非居住者の申請書で申請してください。なお、事前に税関事務管理人届出を行っていただく必要があります。税関輸出入者コードの申請をする際は、申請書の該当箇所に税関事務管理人届出書に記載の情報を入力してください。

2. 税関発給コードの申請に関するご質問

①新規・変更申請に関するご質問

※2017年より法人番号をお持ちの方に対する税関輸出入者コードの新規申請、変更申請及び支店コード申請の受付を終了しています。

Q2-1-1 税関発給コードを取得するための手続きを教えてほしい。

A2-1-1 新規申請手続ページの申請書式をダウンロードし、必要事項を入力してください。電子メールに申請書式及び申請書式以外の必要書類を添付の上、税関発給コード担当宛に送信し申請してください。詳細は新規申請手続きページ（以下URL）をご覧ください。

URL：<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/zeikancode/shinki.htm>

Q2-1-2 税関発給コードの取得に費用はかかりますか。

A2-1-2 税関へ支払う手数料等はありません。ただし、インターネット環境の整備、住民票の写し等の必要書類の取得に係る費用等はご負担いただきます。

Q2-1-3 代理申請は可能ですか。

A2-1-3 可能です。ただし、その場合は委任証明書が必要です。なお、家族が代理で申請する場合（例：申請者：夫、代理申請者：妻）でも、代理申請となりますのでご注意ください。委任証明書は任意のもので差し支えありませんが、申請ページに掲載の様式もご使用いただけます。押印は不要です。申請書と併せて電子メールで送信してください。

Q2-1-4 税関輸出入者コードに屋号（例：カスタム商事）での登録は可能ですか。また、個人名と屋号を併記して登録する（例：税関太郎、カスタム商事）ことは可能ですか。

A2-1-4 どちらも登録可能です。ただし、その場合は住民票の写しに加え住民票に記載のある氏名と個人事業者名（屋号）の両方が記載されている書類（例：所得税の青色申告承認申請書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し等）が必要となります。

Q2-1-5 税関輸出入者コードを個人名と屋号名でそれぞれ発給したいのですが、それは可能ですか。

A2-1-5 可能です。ただし、一括での申請はできませんのでそれぞれ申請してください。

Q2-1-6 税関輸出入者コードの登録名は屋号（例：カスタム商事）と個人名（例：税関太郎）どちらで登録した方がよいですか。

A2-1-6 当方から登録名称を指示することはありません。ただし、売買契約や運送契約をされる際に使用される名義に統一されている方が多くいらっしゃいます。併記いただくことも可能です（例：カスタム商事、税関太郎）。

Q2-1-7 ホームページに掲載されている申請書（エクセルファイル）を開けないのですが、どのように申請すればよいですか。

A2-1-7 エクセルファイルの申請書が開かない場合や入力できない場合は、申請書式の右隣に掲載されている「申請書式項目一覧」を開いていただくと、申請用のフォーマットが表示されますので、同フォーマットを電子メール本文へ貼り付け、必要項目を記載のうえ、必要書類と併せて税関発給コード担当宛に送信してください（申請は、注意喚起事項に同意の上行ってください。また、赤字は必須入力項目ですので必ず入力してください。）。

Q2-1-8 税関輸出入者コードの登録名称を屋号名とすることを考えています。しかし、提出しなければならない屋号名を証明するための書類（例：所得税の青色申告承認申請書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し等）に記載されている住所が現住所と異なるのですが。

A2-1-8 屋号を証明するための書類に記載されている住所は、現住所でなくても差し支えありません。

Q2-1-9 どのくらいでコードは発給されますか。

A2-1-9 申請書と必要書類を電子メールで受領してから約1週間後に発給いたします。なお、実際に利用いただけるようになるのは、コードが発給された更にその翌日となりますのでご注意ください（ただし、土日祝日を除く。）。

Q2-1-10 発給されたコードはどのように通知されますか。

A2-1-10 税関発給コードを記載した発給通知書を、申請された際の電子メールアドレス宛に送付します。通知書を閲覧するためには申請書に記載されたパスワードが必要となりますのでお忘れにならないようご注意ください。

Q2-1-11 税関輸出入者コードの住所を変更したい場合、変更申請書以外の提出書類はなんですか。

A2-1-11 変更内容によって提出書類は異なります。

(1)住所1を変更する場合

→変更後の住所が記載された発行から6ヶ月以内の住民票の写しが必要となります。

(2)住所2を変更する場合

→提出書類はありません。

Q2-1-12 税関輸出入者コードの名称を変更したい場合、変更申請書以外の必要書類はなんですか。

A2-1-12 変更内容によって必要書類は異なります。

(1)個人名から屋号へ変更又は屋号を追加する場合

→氏名と個人事業者名（屋号等）の両方が記載されている書類の写しが必要となります。

(2)屋号から個人名へ変更する場合

→必要書類はありません。

(3)姓を変更する場合

2025年6月1日以降

→変更前及び変更後の姓が記載された発行から6ヶ月以内の住民票の写しが必要となります。

Q2-1-13 税関輸出入者コードを持っていて市政変更により「〇〇町」→「〇〇市」に変わる場合、変更申請は必要ですか。

A2-1-13 変更申請書のエクセルファイルを電子メールに添付の上、送付してください。住民票の写しを提出する必要はありません。当担当にて市政変更の事実を確認します。

Q2-1-14 税関輸出入者コードを持っていて区画整理により番地が変わる場合、住民票の提出は必要ですか。

A2-1-14 変更申請書のエクセルファイルを電子メールに添付の上、送付してください。住民票の写しを提出する必要ありませんが、市区町村から届く番地変更通知のPDFファイル等を併せて電子メールに添付の上、送付してください。

②削除・通知書の再発行申請に関するご質問

Q2-2-1 税関輸出入者コードを削除する際の注意点はありますか。

A2-2-1 以下3点の注意点がございます。削除申請をされる前に必ずご確認ください。

(1) 法人番号を非公表設定にしている場合

法人番号をお持ちの方で税関輸出入者コードを削除した場合、今後の輸出入申告は法人番号を利用していただきます。ただし、国税庁の法人番号情報提供サイトで確認することができない法人番号はご利用いただけない場合がございますので、当該サイトで公表されているかご確認ください。

(2) 税関輸出入者コードで登録できる制度又は機能（以下「機能等」という。）を利用している場合

税関輸出入者コードを削除すると、機能等が利用できなくなるおそれがあります。また、法人番号で利用している場合であっても、本店コードではなく支店コードで登録している場合は、機能等が利用できなくなるおそれがあります。

輸出入者又は輸出入者の代理人が登録手続きを行った窓口に相談するか、輸出入申告を委託している通関業者等に利用の有無をご確認ください。

税関輸出入者コードで登録し当該機能等を利用している場合は、税関輸出入者コードの削除申請を行う前に、登録手続きを行った窓口で、登録する輸出入者コードを税関輸出入者コードから法人番号又はJASTPROコードに変更する手続きを行ってください。

なお、他法令にかかる登録において税関輸出入者コードを利用している場合も、税関輸出入者コードを削除した後に機能等が利用できなくなる可能性がありますので、事前に関係省庁へお問い合わせください。

機能等については、**A1-2-1** の表をご参照ください。

(3) NACCS を導入し自社通関を行っている場合

輸出入者が「ご自身の端末」にNACCSを「導入」し、輸出入申告を行っている場合、税関輸出入者コードを削除すると輸出入申告ができなくなるおそれがあります（なお、税関窓口で「窓口電子申告端末」を「利用」して、輸出入申告を行っている場合はこれに該当しません。）。NACCSの利用申し込みを行った際に税関輸出入者コードを登録している可能性があるので、NACCSセンターの窓口にお問合せください。

Q2-2-2 【法人向け】通関業者から「法人名又は住所が変更されているため、税関輸出入者コードを削除してください。」と言われたのですが、削除する必要がありますか。

A2-2-2 ご認識のとおり削除する必要があります。法人番号導入に伴い、税関輸出入者コードと法人番号は紐づけられているため、登記内容が変更されたとしても税関輸出入者コードの情報を変更しない限り、輸出入申告の際に古い情報が自動で補完される状態となります。しかしながら、輸出入申告手続きに法人番号を導入したことに伴い、法人番号をお持ちの方に対する**変更申請の受付は2017年をもって終了**しております。**したがいまして、古い情報で登録されている税関輸出入者コードを削除していただくよ**

うお願いしております。なお、削除申請される前に**A2-2-1**の内容を必ずご確認ください。

Q2-2-3 税関輸出入者コードを削除すると NACCS でリアルタイム口座と包括保険は使えなくなりますか。

A2-2-3 法人の場合と個人の場合で回答が異なります。

・法人の場合

まず、リアルタイム口座又は包括保険の登録申請時に提示された輸出入者コードが税関輸出入者コードか法人番号のどちらであったかをご確認ください（確認できない場合の問合せ先は、リアルタイム口座又は包括保険の登録手続きを行った窓口となります。）。

税関輸出入者コードでリアルタイム口座又は包括保険を登録されている場合は、税関輸出入者コードから法人番号又は JASTPRO コードに変更する手続きが必要です。法人番号でリアルタイム口座又は包括保険を登録されている場合は、削除後も引き続きご利用可能です。ただし、法人番号で登録している場合でも、本店コードではなく支店コードで登録している場合は税関輸出入者コードを削除すると利用できなくなりますのでご注意ください。税関輸出入者コード又は法人番号の支店コードでリアルタイム口座又は包括保険を登録されている場合は、リアルタイム口座又は包括保険の登録手続きを行った窓口で、登録する輸出入者コードを法人番号の本店コード又は JASTPRO コードに変更する手続きを行ってください。

・個人・個人事業主の場合

税関輸出入者コードでリアルタイム口座又は包括保険を登録されている場合は、税関輸出入者コードの削除申請を行う前に、リアルタイム口座又は包括保険の登録手続きを行った窓口で、登録している輸出入者コードを JASTPRO コードに変更する手続きが必要です。税関輸出入者コードを削除すると NACCS でリアルタイム口座及び包括保険は使用できなくなりますのでご注意ください。

Q2-2-4 【法人向け】法人で税関輸出入者コードを削除したいのですが、注意点はありますか。

A2-2-4 税関輸出入者コードは法人番号と紐付けられておりますので、税関輸出入者コードを削除した後も、法人番号を引き継ぎ利用される場合は同一の者として認識いたします。ただし、登録された法人番号が本店コードではなく支店コードの場合は、税関輸出入者コードを削除すると利用できなくなる可能性があります。

Q2-2-5 変更申請又は削除申請を行いたいのですが、申請書に記載する発給申請IDとパスワードを忘れてしまった。

A2-2-5 法人の場合と個人の場合で回答が異なります。

・法人の場合

税関発給コードの登録情報のうち、法人名又は住所が変更された理由で削除申請をする場合、法人名又は住所が変更された事実が国税庁法人番号情報公表サイトで確認できる状態であれば、空欄のまま申請いただいて差し支えありません。

国税庁法人番号情報公表サイトで確認できない場合は、税関発給コード担当まで電子メールでお問合

せください。

・個人・個人事業主の場合

税関発給コード担当まで電子メールでお問合せください。

Q2-2-6 【法人向け】恒常に輸出入申告をしている場合、どのタイミングで税関輸出入者コードの削除申請を行えばよいですか。

A2-2-6 本店コード（税関輸出入者コードの末4桁が「0000」又は「9000」のコード）のみを持っている法人の場合、及び支店コード（税関輸出入者コードの末4桁が「0001」以上又は「9001」以上のコード）を持っているが支店コードを使用する予定がない法人の場合は、いつ削除申請していただいても差し支えありません。

支店コードをお持ちで、利用される予定がある場合は、**支店コードを利用してから削除申請を行ってください。**

なお、輸出入申告時は税関発給コードではなく**法人番号の本店コード**をご入力ください。税関発給コード又は法人番号の支店コードを入力して輸出入申告した場合、輸出入申告後に税関発給コードが削除されると本来可能な業務（例：輸入に関しては申告変更、輸出に関しては許可後変更）でエラーになりますのでご注意ください。

Q2-2-7 通知書の再発行申請をした場合、どのくらいかかりますか。

A2-2-7 申請書を電子メールで受領してから手続きに約1週間いただいております（ただし、土日祝日を除く。）。

3. 税関発給コードを取得された後の質問

Q3-1-1 輸出入申告を代理で行っている通関業者等に「お持ちの税関輸出入者コードを利用できない。」と言われたのですが。

A3-1-1 通関業者等はNACCSによる照会業務（IIE業務）で輸出入者の情報を検索することができます。しかしながら、個人又は個人事業主の場合、輸出入者の情報を非公開設定にしておりますので検索ができないようになっています。NACCSの輸出入申告業務である事項登録業務（IDA業務等）を行っていただき、登録情報が出力される事を確認できればお持ちの税関輸出入者コードは利用することができます。なお、新規で取得された場合、実際に税関輸出入者コードが利用可能となるのは、税関輸出入者コードを通知した日のさらに翌日（ただし、土日祝を除く。）以降となりますのでご注意ください。

Q3-1-2 IIE業務で検索ができないので原因を知りたい。

A3-1-2 以下の者はシステム上非公開設定となっております。

- ・個人事業者全般
- ・2014年以前に税関発給コードを取得し、申請の際に非公開設定を選択された法人

Q3-1-3 税関発給コードに有効期限はありますか。定期的に更新の必要はありますか。

A3-1-3 税関発給コードに有効期限はありません。また、定期的な更新の必要はありませんが、登録内容に変更が生じた場合は変更申請を行ってください。

Q3-1-4 【個人・個人事業主向け】現在個人で税関輸出入者コードを取得していますが、個人事業から法人化するような場合、どのような手続きが必要ですか。

A3-1-4 今までお持ちだった税関輸出入者コードの削除申請をしてください。また、削除申請書のエクセルファイルを電子メールで送付する際、電子メール本文に、取得された法人番号と法人名を入力の上申請してください（お知らせいただくことで税関輸出入者コードを削除した後も、同一の者として認識いたします）。なお、削除申請を行う前に**A2-2-1**の内容を必ずご確認ください。

4. 税関発給コード以外のコードに関するご質問

①法人番号に関するご質問

Q4-1-1 法人番号があれば、税関輸出入者コードやJASTPROコードは必要ないのですか。

A4-1-1 法人番号が輸出入申告に使用できますので、基本的にはコードの取得は必要ありません。ただし、以下の登録手続きを行う際に必要になる可能性がありますので、各税関の窓口でJASTPROコードの新規取得が必要かご確認ください。

登録情報	問合せ窓口
1-1 たばこ特定販売業者情報 1-2 石油石炭税特例納付承認番号 1-3 包括保険番号 1-4 輸入包括審査扱い受理番号	1 各関業務部通関総括部門
2-1 特定輸出者又は特例輸入者	2 各関業務部A E O担当部門
3-1 輸入包括評価申告受理番号	3 各関業務部評価部門
4-1 担保登録番号	4 各関業務部収納部門
5-1 関税割当証明書番号	5 各関業務部通関部門
6-1 納付書関連情報出力先情報 6-2 航空運送事業者情報 6-3 リアルタイム口座 6-4 自社通関	6 N A C C Sセンター

また、国税庁の法人番号情報提供サイトに公開されていない法人番号については、輸出入申告でご利用できませんので、法人番号情報提供サイトで公開する手続きを国税庁へ行うか、JASTPROコードを取得してください。

Q4-1-2 吸収合併する場合、現在使用している子会社の税関輸出入者コードを親会社に引き継ぐことは可能ですか。

A4-1-2 税関輸出入者コードの引き継ぎはできませんので削除申請をお願いします。吸収合併後は親会社の法人番号で輸出入申告を行ってください。

Q4-1-3 法人番号のみで支店コードを取得することはできますか。

A4-1-3 法人番号のみをお持ちの方は支店コードを取得することはできません。支店コードを取得したい場合はJASTPROコードの取得をご検討ください。詳細につきましてはJASTPROのホームページ(<https://www.jastpro.org/>)をご覧ください。

Q4-1-4 法人に対しても税関輸出入者コードの新規発給を税関が受付けていた頃（2017年10月以前）に法人名義で税関輸出入者コードを取得しましたが、輸出入申告の際に税関輸出入者コードを引き続き使用できますか。

A4-1-4 税関輸出入者コードに登録されている法人名や住所等が変更になっていない場合、引き続きご利用いただけます。ただし、法人名や住所等の変更が生じた場合は削除申請が必要となります。税関発給コードを削除完了後は、法人番号をご利用ください。ただし、削除申請される前に**A2-2-1**の内容を必ずご確認ください。

Q4-1-5 税関輸出入者コードの削除申請を行うと、輸出入申告の際に会社の名称、住所及び電話番号が自動補完されないとありますが、引き続き自動補完したい場合、どうすればよいですか。

A4-1-5 名称・住所・電話番号の自動補完をご希望される場合は、JASTPRO コードを取得することで可能となります。詳細につきましては JASTPRO のホームページ (<https://www.jastpro.org/>) をご覧ください。

②JASTPRO コードに関するご質問

Q4-2-1 JASTPRO コードの使用をやめて税関輸出入者コードを新規取得したいのですが、注意点はありますか。

A4-2-1 税関輸出入者コードの新規申請時に対査確認（存在確認）方法の選択欄で「JASTPRO コード」を選択のうえ、JASTPRO コード欄にお持ちのコードをご入力ください。

ただし、申請される時点で JASTPRO コードが無効になっている場合は、対査確認（存在確認）方法で「JASTPRO コード」を選択することはできませんので、住民票の写しをご提出ください。

Q4-2-2 今まで JASTPRO コードを使用していましたが、税関輸出入者コードを新たに取得した場合、今後は税関輸出入者コードを利用するべきですか。

A4-2-2 原則、税関輸出入者コードのご利用をお願いしております。しかし、JASTPRO コードから税関輸出入者コードに切替える際に必要な手続き等に時間がかかることがあるため、税関輸出入者コードの利用を開始するタイミングは柔軟に対応しております。ただし、同時期に並行してご利用することはお控えください。

Q4-2-3 【法人向け】今まで税関輸出入者コードを利用している状態で、新たにJASTPROコードを取得すると、税関輸出入者コード、法人番号に加えJASTPROコードの3コードを利用できるのですか。

A4-2-3 税関輸出入者コード及び法人番号をお持ちの状態でJASTPROコードを取得されると、税関輸出入者コードが自動で削除されご利用できません。

5. その他

Q5-1-1 海外の事業者と売買契約を結ぶ際に、海外の事業者から企業コードが必要と言われましたが、税関発給コードが企業コードに該当しますか。

A5-1-1 税関発給コードは日本の税関に対する輸出入申告で使うコードとなります。したがって、税関発給コードが企業コードに該当するかどうかは税関ではわかりかねます。海外の事業者、現地税関、国際輸送事業者等にご確認ください。